



厚生労働省発老第 0120001号
平成 1 5 年 1 月 2 0 日

社会保障審議会
会 長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣
坂口 力

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項、第46条第3項、第48条第4項（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第5項において準用する場合を含む。）、第53条第3項及び第58条第3項、第74条第3項、第81条第3項、第88条第3項、第97条第4項及び第110条第3項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

介護報酬単位の見直し案

現 行	改 正 案
<p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 210 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 402 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上の場合 584 単位に 30 分を増すごとに 219 単位を加算</p> <p>ロ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 153 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 222 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p> <p>ハ 身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 278 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 403 単位に 30 分を増すごとに 151 単位を加算</p> <p>※ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の身体介護が中心である指定訪問介護に引き続き家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、584 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p> <p>※ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる指定訪問介護に引き続き家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、403 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p>	<p>1 訪問介護費</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 231 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 402 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 584 単位</p> <p>※ (1)～(3)に引き続き 30 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、30 分を増すごとに 83 単位を加算</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 208 単位</p> <p>(2) 所要時間 1 時間以上の場合 291 単位に 30 分を増すごとに 83 単位を加算</p>

※ イ及びハについては、3級訪問介護員が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定

2 訪問看護

※ 訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき1370単位を所定単位数に加算

※ 医療機関が、利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき840単位を所定単位数に加算

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合(1回につき100単位)

※ 要介護1以上の認定を受けた利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前又は降車後の屋内外における移動等の介助又は通院若しくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行った場合に所定単位数を算定

※ 適切なアセスメントに基づく居宅サービス計画上の位置付けがあることが前提

※ この単位を算定する訪問介護事業所の指定に際し、都道府県は市町村の意見を聴取

※ 3級訪問介護員が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定

2 訪問看護

※ 訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき540単位を所定単位数に加算

※ 医療機関が、利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき290単位を所定単位数に加算

3 訪問リハビリテーション費

※ 病院及び診療所において算定

4 居宅療養管理指導費

イ 医師又は歯科医師が行う場合(1月に1回を限度)

(1) 居宅療養管理指導費(I)

940 単位

(2) 居宅療養管理指導費(II)

510 単位

ロ 薬剤師が行う場合(1月に2回を限度)

550 単位

※ 利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあつては、処方せんによる指示)に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合に、1月に2回を限度として算定

3 訪問リハビリテーション費

※1 病院、診療所及び介護老人保健施設において算定

※2 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士又は作業療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、ADLの自立性の向上を目的としたリハビリテーションを行った場合は、病院若しくは診療所又は介護保険施設からの退院又は退所の日から起算して6月以内の期間に限り、日常生活活動訓練加算として、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

4 居宅療養管理指導費

イ 医師又は歯科医師が行う場合(1月に2回を限度)

(1) 居宅療養管理指導費(I)

500 単位

(2) 居宅療養管理指導費(II)

290 単位

ロ 薬剤師が行う場合

(1) 医療機関の薬剤師が行う場合(1月に2回を限度)

550 単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合(1月に4回を限度)

(一) 月の1回目の算定の場合

500 単位

(二) 月の2回目以降の算定の場合

300 単位

※ 利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定)に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合に、1月に2回(薬局の薬剤師にあつては4回)を限度として算定

二 歯科衛生士等が行う場合(1月に4回を限度) 500単位

※ 利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、計画的な歯科医学的管理を行っている歯科医師の指示に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定する。

5 通所介護費

イ 単独型通所介護費

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 332単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 383単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 514単位 |
| (2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 474単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 547単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 734単位 |
| (3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 664単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 766単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 1,028単位 |

二 歯科衛生士等が行う場合(1月に4回を限度)

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 月の1回目の算定の場合 | 550単位 |
| (2) 月の2回目以降の算定の場合 | 300単位 |

※ 利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定

5 通所介護費

イ 単独型通所介護費

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 286単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 354単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 503単位 |
| (2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 408単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 506単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 718単位 |
| (3) 所要時間6時間以上8時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 | 572単位 |
| (二) 要介護1又は要介護2 | 709単位 |
| (三) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 1,006単位 |

□ 併設型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要支援

280 単位

(二) 要介護 1 又は要介護 2

331 単位

(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5

462 単位

(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要支援

400 単位

(二) 要介護 1 又は要介護 2

473 単位

(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5

660 単位

(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要支援

560 単位

(二) 要介護 1 又は要介護 2

662 単位

(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5

924 単位

※ 1 送迎加算

44 単位

※ 2 入浴介助加算

イ 入浴介助加算

39 単位

ロ 特別入浴介助加算

60 単位

□ 併設型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要支援

241 単位

(二) 要介護 1 又は要介護 2

307 単位

(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5

452 単位

(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要支援

344 単位

(二) 要介護 1 又は要介護 2

438 単位

(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5

645 単位

(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要支援

482 単位

(二) 要介護 1 又は要介護 2

614 単位

(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5

903 単位

※ 1 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合は、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間と通算して 8 時間以上 9 時間未満の場合は 50 単位、9 時間以上の場合は 100 単位を所定単位数に加算する。

※ 2 送迎加算

47 単位

※ 3 入浴介助加算

イ 入浴介助加算

44 単位

ロ 特別入浴介助加算

65 単位

6 通所リハビリテーション費

イ 通所リハビリテーション費(I)

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援	331 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	387 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	532 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援	490 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	575 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	789 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援	661 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	774 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,063 単位
※ 通常規模の医療機関において算定	

ロ 通所リハビリテーション費(II)

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援	333 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	390 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	535 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援	480 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	562 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	772 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援	665 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	779 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,070 単位
※ 小規模の診療所において算定	

6 通所リハビリテーション費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援	283 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	351 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	488 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援	404 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	500 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	694 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援	563 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	699 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	972 単位
※ 病院、診療所及び介護老人保健施設において算定	

ハ 通所リハビリテーション費(Ⅳ)

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援	324 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	379 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	521 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援	463 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	542 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	744 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援	648 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	758 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,041 単位
※ 介護老人保健施設において算定	

※1 身体障害や廃用症候群等の利用者に対して、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者毎に個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を個別に行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1日に1回を限度として次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 利用者が当該リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日（以下この注において「退院（所）日）」という。）から起算して1年以内の期間に行われた場合

130 単位

ロ 退院（所）日から起算して1年を超えた期間に行われた場合

100 単位

※1 送迎加算

44 単位

※2 入浴介助加算

イ 入浴介助加算

39 単位

ロ 特別入浴介助加算

60 単位

7 短期入所生活介護費

イ 単独型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費(I)

(一) 要支援

948 単位

(二) 要介護 1

976 単位

(三) 要介護 2

1,021 単位

(四) 要介護 3

1,065 単位

(五) 要介護 4

1,110 単位

(六) 要介護 5

1,154 単位

(2) 単独型短期入所生活介護費(II)

(一) 要支援

872 単位

(二) 要介護 1

897 単位

(三) 要介護 2

937 単位

(四) 要介護 3

977 単位

(五) 要介護 4

1,017 単位

(六) 要介護 5

1,057 単位

※2 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合は、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間と通算して 8 時間以上 9 時間未満の場合は 50 単位、9 時間以上の場合は 100 単位を所定単位数に加算する。

※3 送迎加算

47 単位

※4 入浴介助加算

イ 入浴介助加算

44 単位

ロ 特別入浴介助加算

65 単位

7 短期入所生活介護費

イ 従来型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(一) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要支援

831 単位

b 要介護 1

875 単位

c 要介護 2

946 単位

d 要介護 3

1,016 単位

e 要介護 4

1,087 単位

f 要介護 5

1,157 単位

(二) 単独型短期入所生活介護費(II)

a 要支援

765 単位

b 要介護 1

799 単位

c 要介護 2

854 単位

d 要介護 3

909 単位

e 要介護 4

964 単位

f 要介護 5

1,019 単位

(3) 单独型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
(一) 要支援	828 単位
(二) 要介護 1	851 単位
(三) 要介護 2	889 単位
(四) 要介護 3	926 単位
(五) 要介護 4	964 単位
(六) 要介護 5	1,001 単位
□ 併設型短期入所生活介護費	
(1) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)	
(一) 要支援	914 単位
(二) 要介護 1	942 単位
(三) 要介護 2	987 単位
(四) 要介護 3	1,031 単位
(五) 要介護 4	1,076 単位
(六) 要介護 5	1,120 単位
(2) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
(一) 要支援	838 単位
(二) 要介護 1	863 単位
(三) 要介護 2	903 単位
(四) 要介護 3	943 単位
(五) 要介護 4	983 単位
(六) 要介護 5	1,023 単位
(3) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
(一) 要支援	794 単位
(二) 要介護 1	817 単位
(三) 要介護 2	855 単位
(四) 要介護 3	892 単位
(五) 要介護 4	930 単位
(六) 要介護 5	967 単位

(三) 单独型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
a 要支援	723 単位
b 要介護 1	752 単位
c 要介護 2	797 単位
d 要介護 3	843 単位
e 要介護 4	889 単位
f 要介護 5	934 単位
(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)	
a 要支援	797 単位
b 要介護 1	841 単位
c 要介護 2	912 単位
d 要介護 3	982 単位
e 要介護 4	1,053 単位
f 要介護 5	1,123 単位
(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要支援	731 単位
b 要介護 1	765 単位
c 要介護 2	820 単位
d 要介護 3	875 単位
e 要介護 4	930 単位
f 要介護 5	985 単位
(三) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
a 要支援	689 単位
b 要介護 1	718 単位
c 要介護 2	763 単位
d 要介護 3	809 単位
e 要介護 4	855 単位
f 要介護 5	900 単位

8 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	994 単位
b 要介護 1	1,026 単位
c 要介護 2	1,076 単位
d 要介護 3	1,126 単位
e 要介護 4	1,176 単位
f 要介護 5	1,226 単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a 要支援	928 単位
b 要介護 1	956 単位
c 要介護 2	1,003 単位
d 要介護 3	1,049 単位
e 要介護 4	1,095 単位
f 要介護 5	1,141 単位

ロ 小規模生活単位型短期入所生活介護費

(1) 単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費

(一) 要支援	952 単位
(二) 要介護 1	982 単位
(三) 要介護 2	1,029 単位
(四) 要介護 3	1,077 単位
(五) 要介護 4	1,125 単位
(六) 要介護 5	1,172 単位

(2) 併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費

(一) 要支援	918 単位
(二) 要介護 1	948 単位
(三) 要介護 2	995 単位
(四) 要介護 3	1,043 単位
(五) 要介護 4	1,091 単位
(六) 要介護 5	1,138 単位

8 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	949 単位
b 要介護 1	983 単位
c 要介護 2	1,032 単位
d 要介護 3	1,085 単位
e 要介護 4	1,139 単位
f 要介護 5	1,192 単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a 要支援	863 単位
b 要介護 1	889 単位
c 要介護 2	931 単位
d 要介護 3	973 単位
e 要介護 4	1,015 単位
f 要介護 5	1,057 単位